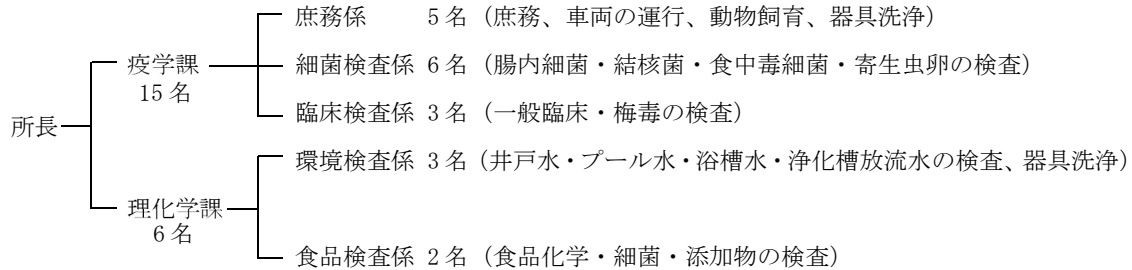


1 沿革

昭和

37. 4 市内 4 保健所の試験室を統合し(一部臨床検査を除く)、衛生試験所として発足。施設は新築の中央保健所合同庁舎の 2 階一部、面積 200m²。総数 22 名で発足時の組織は下記のとおり



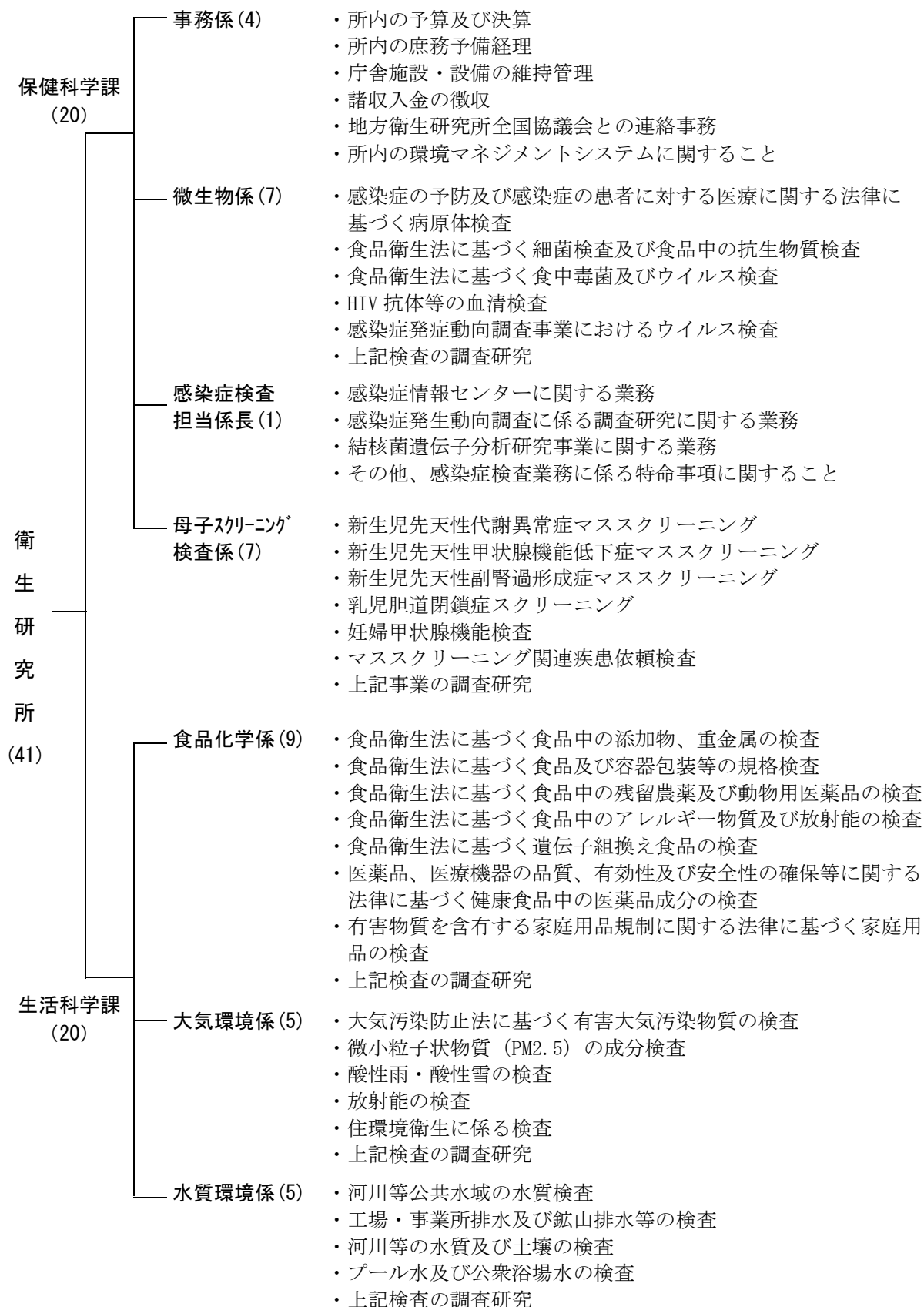
- 38. 4 総数 24 名 (増員 2 名 : 臨床検査 1 名、大気汚染検査 1 名)
- 39. 4 水質汚濁検査を拡充 (主要河川調査、洗剤汚染調査等)
- 40. 4 総数 25 名 (増員 1 名 : 水質汚濁検査)
- 41. 4 総数 26 名 (増員 1 名 : 水質汚濁検査)
- 41. 7 施設増改修 (2、3 階の一部)、面積 550m² に増 (2 階 理化学、3 階 事務室・疫学)
- 42. 4 定数 29 名 (増員 3 名 : 庶務 1 名、食品検査 1 名、水質検査 1 名)
- 43. 4 定数 31 名 (増員 2 名 : 細菌検査)
- 44. 4 定数 34 名 (増員 3 名 : 庶務 1 名、食品検査 1 名、水質検査 1 名)。ウイルス検査を開始
- 45. 4 定数 36 名 (増員 2 名 : 臨床検査 1 名、食品検査 1 名)。農薬検査開始
- 46. 4 定数 39 名。公害検査係を新設し、環境検査係から大気、水質汚濁検査を移管 (2 課 6 係)
- 47. 4 公害検査課を新設。理化学課から公害検査係を分離、当課所属とする (3 課 6 係)。また、庶務係を事務係に、細菌検査係を微生物検査係にそれぞれ名称変更。定数 41 名 (増員 2 名 : 食品検査)。
施設の大幅増改修開始 (3、4 階部分、47~48 年度継続事業)。かん水・色素製剤検査開始
- 47. 7 PCB の残留検査開始
- 48. 4 衛生研究所と改称。定数 43 名 (増員 2 名 : 水質汚濁検査)、食品検査係の細菌検査を微生物検査係に移管。
- 48. 10 施設改修完了。専有面積 1,457m²
- 49. 4 定数 45 名 (増員 2 名 : 微生物 1 名、家庭用品 1 名)。環境検査係で家庭用品検査開始
- 49. 7 悪臭物質分析開始 (平成 9 年嗅覚試験開始)
- 50. 4 公害検査課を大気検査係と水質検査係に分割 (3 課 7 係)。定数 47 名 (増員 2 名 : 大気検査 1 名、水質汚濁検査 1 名)
- 50. 7 全国環境測定分析統一精度管理調査に参加 (初回)
- 52. 4 微生物・臨床検査室の改修 (放射性免疫化学検査室の設置等 75m²)。微生物検査係の 1 名を臨床検査係へ配置替えし、先天性代謝異常検査開始
- 53. 4 微生物検査係の 3 名を臨床検査係へ配置替えし、先天性甲状腺機能低下症検査開始。製品検査民間移譲
- 53. 11 コレラ菌のサーベイランス開始 (下水、その他)
- 55. 12 昭和 55 年度地研全国研究「健康と飲料水の無機成分に関する研究」に参加 (初回)

56. 4 6 ヶ月児の小児がん神経芽細胞腫検査開始。
56. 6 感染症サーベイランス事業実施、河川水生生物調査開始
57. 5 先天性副腎皮質過形成検査開始
57. 10 厚生科学研究「食品添加物の1日総摂取量に関する研究」に参加(初回)
Sストアー清田店の飲料水汚染によるわが国最大規模の食中毒(患者数7,751)発生
57. 12 電子顕微鏡室の新設(既設の原子吸光室の移設と改修により新設)と電子顕微鏡の設置
58. 4 市内排水路等環境調査(病原菌等サーベイランス事業)を開始(疫学課微生物検査係と公害検査課水質検査係との合同調査)
58. 11 厚生科学研究「各都道府県における食品等にかかわる衛生化学検査の精度管理」に参加(初回)
ガスクロマトグラフ質量分析装置の設置
スパイクタイヤによるアスファルト粉じん調査
61. 6 妊婦甲状腺機能検査開始
62. 1 酸性雨(雪)調査開始
62. 4 アスベスト調査開始(平成15年から民間委託)
63. 6 北海道・東北ブロック酸性雨共同調査に参加
63. 9 新庁舎竣工(鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階 延べ3,586.80m² 建設費総額16億5
平成 千万円)
- 元. 4 フロンガス調査開始
- 元. 8 輸入食品中の放射能検査開始
2. 3 札幌アジア冬季大会の女性性別検査実施
2. 4 定数45名(業務職2名減)
札幌市感染症サーベイランス事業病原体検査を開始
2. 6 情報誌「ぱぶりっくへるす」創刊号発行
2. 7 遺伝子診断装置導入
2. 8 地球温暖化関連物質調査開始
2. 10 大気環境中の未規制物質(低沸点有機塩素化合物)の調査
3. 2 札幌ユニバシアード冬季大会女性性別検査実施
3. 3 JICA 集団研修コース「新生児・乳児マス・スクリーニング技術」の開始
3. 4 1歳2カ月児の小児がん神経芽細胞腫検査開始
3. 8 第1回衛生研究所展開催
4. 4 衛生研究所情報管理システム(札幌市5年計画)整備開始
4. 7 HIV-1 検査開始
4. 9 第44回保健文化賞受賞
5. 6 国際新生児スクリーニング学会第1回アジア・太平洋会議開催、及び第21回日本マス・スクリーニング学会開催(事務局)
5. 12 HIV-2 検査開始
米の緊急輸入に伴い、農薬検査を実施
6. 4 畜水産食品の抗生物質検査開始
7. 4 ウィルソン病(銅の代謝異常)検査開始

- 7. 12 クリーンルーム(揮発性有機化合物測定室)の設置
- 8. 7 腸管出血性大腸菌の全国的な流行に伴う検査体制の整備
- 8. 10 JICA 集団研修コース「都市型水質汚濁防止コース」の開始
安全検査室の設置
- 9. 3 食品衛生検査部門業務管理基準の導入
- 9. 4 地域保健法の全面施行を踏まえ、衛生研究所の機能強化を目的に機構改革を行い、保健科学、
生活科学、環境科学の3課6係定数44名体制となる
有害大気汚染物質実態調査の開始
- 10. 1 衛生研究所情報システムの運用開始(LAN構築及びインターネット接続)
- 11. 2 結核菌遺伝子分析研究事業の開始
- 11. 7 保育園における腸管出血性大腸菌 O26 による集団感染症の発生
- 12. 1 インターネットによる札幌市の主な感染症の発生動向調査の公開開始
- 12. 7 雪印乳業製造の低脂肪乳による大規模食中毒に伴いエンテロトキシン検査を実施
- 13. 4 ダイオキシン類検査室が完成し、ダイオキシン類検査開始
- 13. 5 胆道閉鎖症検査の開始
- 13. 7 C型肝炎ウイルス検査の開始
- 13. 11 札幌市役所全体で ISO14001 の認証取得
米国における同時多発テロに伴う炭疽菌検査の開始
- 14. 4 2002FIFA ワールドカップ札幌大会開催に伴う食品等の検査開始
- 14. 10 食品からのダイオキシン類1日摂取量調査
- 15. 10 遺伝子組換え食品検査を開始
- 16. 7 環境広場さっぽろ 2004 に参加(2004 衛生研究所展)
- 17. 4 定数43名(検体収集の外部委託により業務職1名減)
食物アレルギー検査を開始
- 17. 10 第2回 JICA 理事長表彰を受賞
いきいき福祉健康フェア 2005 に参加(2005 衛生研究所展)
- 18. 6 衛生微生物技術協議会第27回研究会開催(事務局)
- 18. 8 環境広場さっぽろ 2006 に参加(2006 衛生研究所展)
- 20. 8 札幌市衛生研究所倫理審査委員会関連要綱の制定
- 20. 4 GC/MS による残留農薬一斉分析検査の開始
- 21. 1 三種病原体実験室基準に合致するよう結核検査室を改修
- 21. 4 新型インフルエンザ(パンデミック(H1N1)2009)の流行に伴う検査体制の整備
- 22. 4 環境科学課を廃止 定数40名(保健科学課及び生活科学課の2課体制)
- 23. 3 福島第一原発事故に係る放射能検査の開始
- 24. 4 保健科学係を母子スクリーニング検査係に名称変更
- 24. 8 マスククリーニング関連疾患依頼検査を開始
- 25. 4 微小粒子状物質(PM2.5)成分分析の開始
- 令和
- 2. 4 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う検査体制の整備

2 組織と事務分掌

(令和3年5月1日現在)



3 職員配置

令和3年5月1日現在

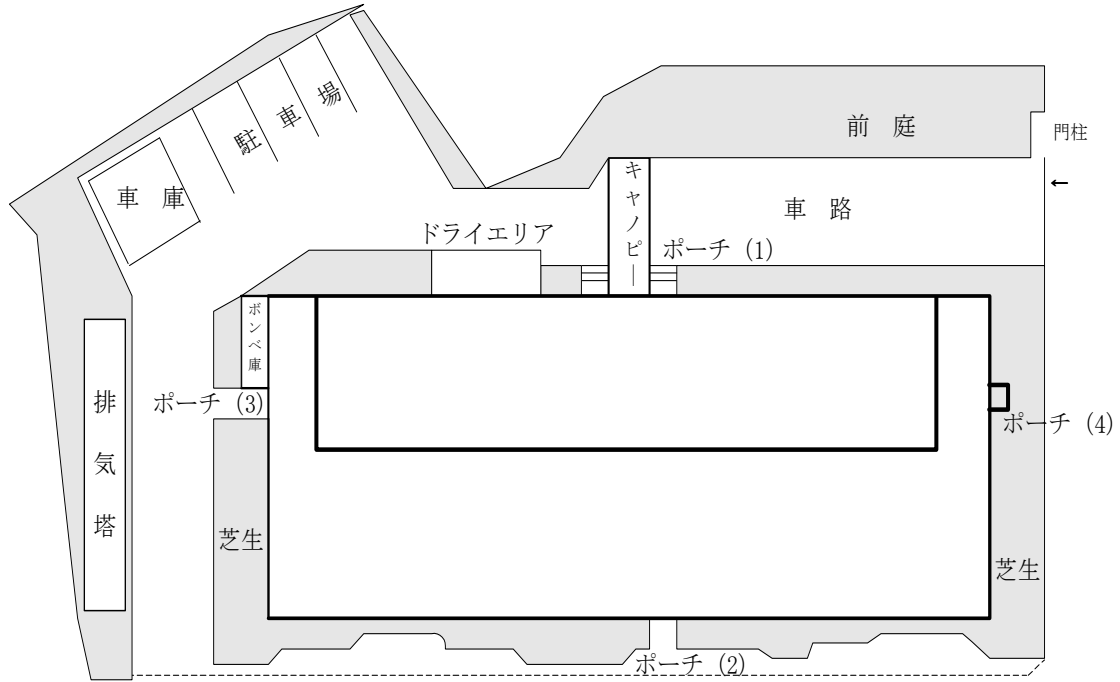
職 種 別 課 係 別		医 師 職	技 術 職						事 務 職	業 務 職	技 能 職	合 計	
			獸 医 学	薬 学	理 学	工 学	農 学	水 産 学					臨 床 検 査 技 師
所 長		1										1	
保健科学課 (20)	課 長							1				1	
	事 務 係								4			4	
	微 生 物 係			1	3		2	1				7	
	感染症検査担当係長							1				1	
	母子スクリーニング検査係			3	1		2		1			7	
生活科学課 (20)	課 長			1								1	
	食 品 化 学 係		1	2	5	1						9	
	大 気 環 境 係			1	1		1	1	1			5	
	水 質 環 境 係		1	1	1	1	1					5	
合 計		1	2	9	11	2	6	4	2	4	0	0	41

4 施設概要

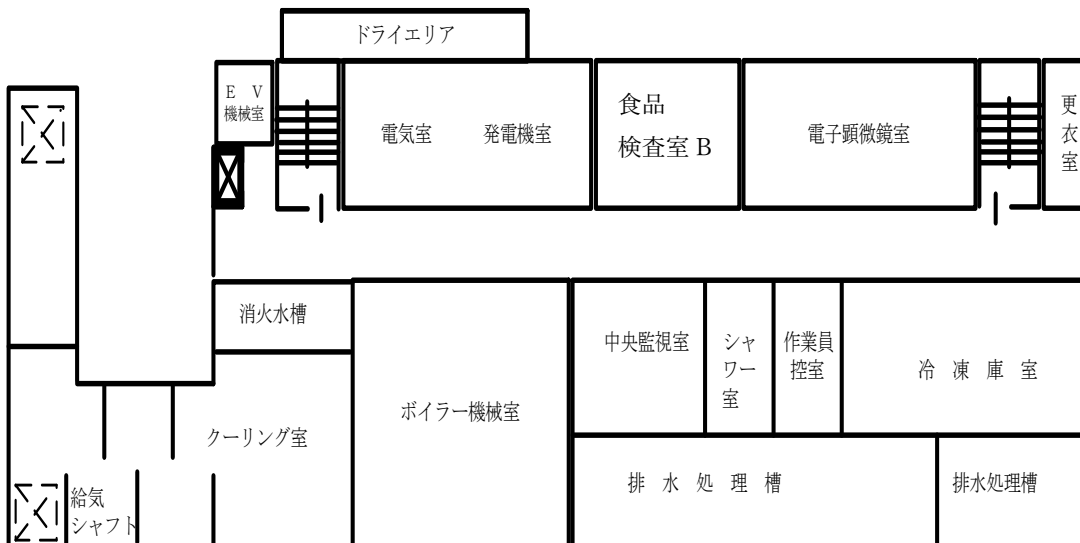
建物の概要

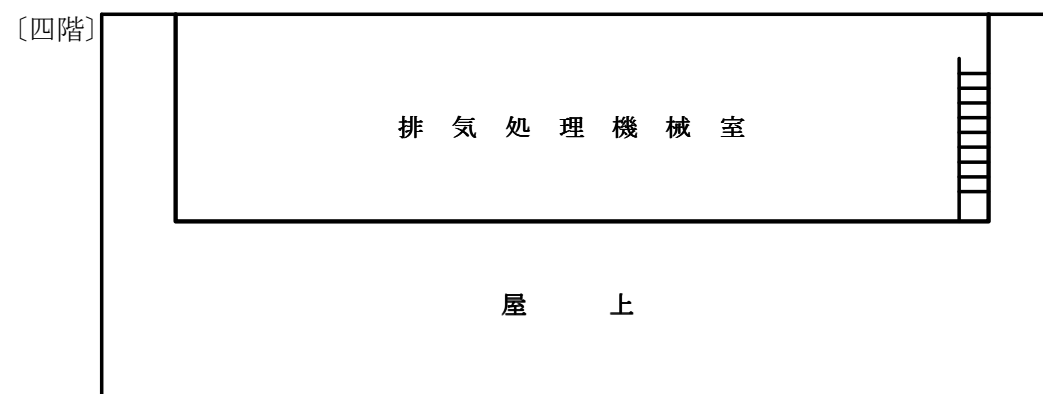
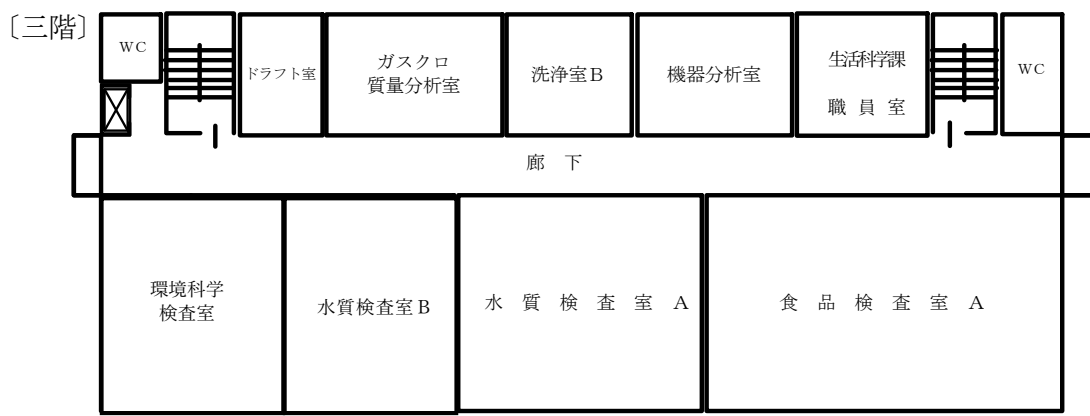
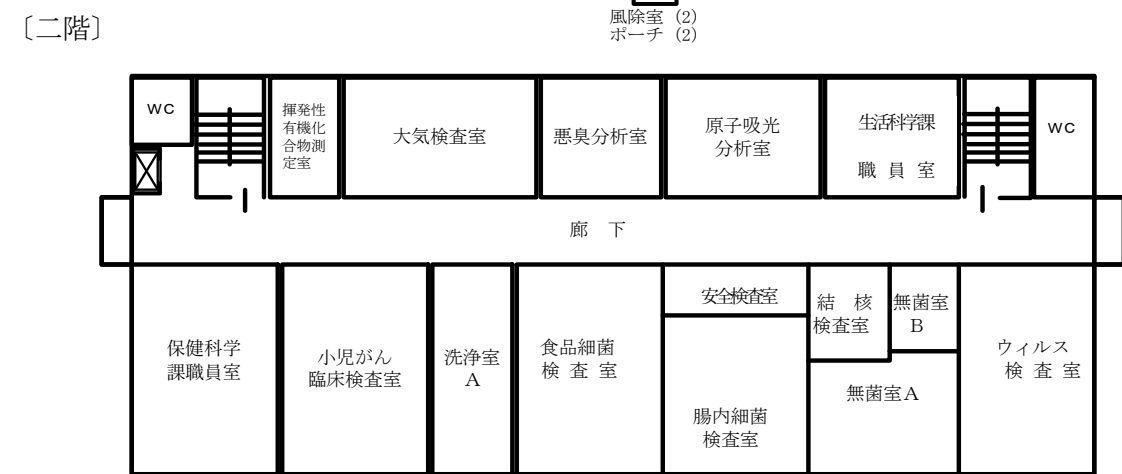
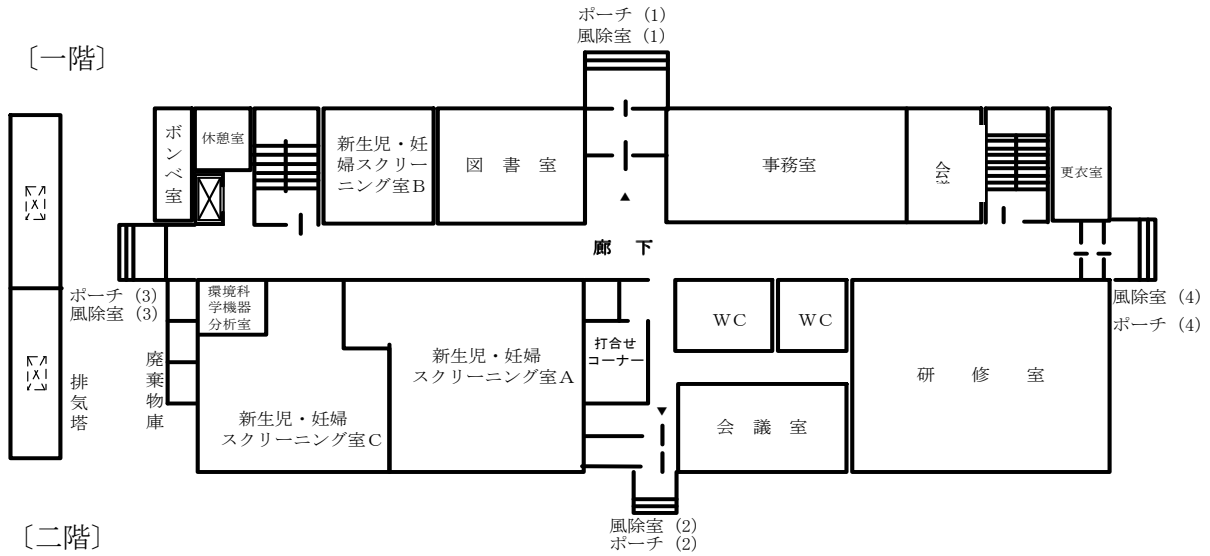
位 置	札幌市白石区菊水 9 条 1 丁目
敷地面積	2,196.62 m ²
竣 工	昭和 63 年 9 月 30 日
構 造	鉄筋コンクリート造
	地下 1 階 地上 4 階
延べ面積	3,586.80 m ²

配置図



平面図 〔地階〕





5 令和2年度決算

(1) 歳入

(単位 千円)

科 目	予算現額	調定額	収入済額	備 考
使用料及び手数料	572,961	382,321	382,321	
国庫支出金	11,871	11,119	11,119	
道支出金	0	6,304	6,304	
雑入	39	30	30	
歳入合計	584,871	399,774	399,774	

(2) 歳出

(単位 千円)

科 目	予算現額	支出済額	不用額	備 考
報酬	63	0	63	
給料(会計年度)	9,282	7,045	2,237	
特殊勤務手当	1,951	1,596	355	
時間外勤務手当	19,110	9,074	10,036	
休日勤務手当	910	533	377	
管理職手当	36	0	36	
地域手当(会計年度)	312	211	101	
期末手当(会計年度)	2,080	1,139	941	
通勤手当(会計年度)	1,014	801	213	
特殊勤務手当(会計年度)	304	237	67	
時間外手当(会計年度)	496	5	491	
共済費	2,217	1,570	647	
報償費	163	0	163	
費用弁償	0	0	0	
旅費	2,685	100	2,585	
需用費	149,098	102,328	46,770	
食糧費	3	0	3	
光熱水費	16,830	13,834	2,996	
修繕費	5,564	5,920	△356	
役務費	2,338	1,716	622	
委託料	42,656	36,577	6,079	
使用料及び賃借料	23,636	21,002	2,634	
備品購入費	19,048	32,348	△13,300	
負担金	479	290	189	
歳出合計	300,275	236,326	63,949	

6 令和3年度予算

(1) 歳入

(単位 千円)

科 目	議決予算額	前年度予算額	比較増減△	備 考
使用料及び手数料	336,039	572,961	△236,922	
国庫支出金	15,211	11,871	3,340	
道支出金	42,353	0	42,353	
雑入	39	39	0	
歳入合計	393,642	584,871	△191,229	

(2) 歳出

(単位 千円)

科 目	議決予算額	前年度予算額	比較増減△	備 考
報酬	63	63	0	
給料(会計年度)	9,416	9,282	134	
特殊勤務手当	1,963	1,951	12	
時間外勤務手当	20,665	19,110	1,555	
休日勤務手当	1,062	910	152	
管理職手当	36	36	0	
地域手当(会計年度)	285	312	△27	
期末手当(会計年度)	1,882	2,080	△198	
通勤手当(会計年度)	1,080	1,014	66	
特殊勤務手当(会計年度)	332	304	28	
時間外手当(会計年度)	468	496	△28	
共済費	2,217	2,217	0	
報償費	163	163	0	
費用弁償	3	0	3	
旅費	2,681	2,685	△4	
需用費	93,720	149,098	△55,378	
食糧費	3	3	0	
光熱水費	15,529	16,830	△1,301	
修繕費	4,946	5,564	△618	
役務費	1,773	2,338	△565	
委託料	41,670	42,656	△986	
使用料及び賃借料	21,718	23,636	△1,918	
備品購入費	65,618	19,048	46,570	
負担金	479	479	0	
歳出合計	287,772	300,275	△12,503	

7 札幌市衛生研究所条例、同施行規則

札幌市衛生研究所条例

〔昭和 37 年 3 月 31 日〕
〔条例第 12 号〕

改正 昭和 46 年 12 月条例第 45 号 昭和 48 年 3 月条例第 10 号
昭和 63 年 6 月条例第 39 号 平成 6 年 3 月条例第 24 号
平成 18 年 3 月条例第 23 号
題名…改正 昭和 48 年 3 月条例第 10 号

(設 置)

第 1 条 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究（以下「試験等」という。）を行い、公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
札幌市衛生研究所	札幌市白石区菊水 9 条 1 丁目

(業 務)

第 3 条 研究所は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健衛生に関する試験及び研究
- (2) 保健衛生に関する試験方法及び検査方法の調査及び研究
- (3) 保健衛生に関する試験検査機関等に対する研修及び指導
- (4) 保健衛生に関する試験及び検査に係る情報の解析及び提供
- (5) その他設置目的達成のために必要な業務

(使用料及び手数料)

第 4 条 研究所において行う業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

- 2 前項の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「算定方法」という。）により算定した額の 8 割に相当する額の範囲内で市長が定める。ただし、算定方法の定めのないものについては、算定方法に準じて市長が定める。
- 3 使用料等は、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用料等の納付時期等)

第5条 使用料等は設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際に納めなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 既に納めた使用料等又は試験等のため提出した物件は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(賠償)

第6条 設備の使用者又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、もしくは滅失したときは市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

2 条例第2条の規定にかかわらず、当分の間試験所の位置は、市長が別に定める。

附 則 (昭和46年条例第45号)

1 この条例は、昭和47年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(以下ただし書き省略)

2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改訂規定に関わらず、その改定規定中施行日における町名と異なる町名で表示されている、その異なる町名は、施行日から地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の日(以下「変更日」という。)までは、変更日以前の町名で表示されたものとみなす。

3~6 省略

附 則 (昭和48年条例第10号) 抄

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第39号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和63年規則第60号で昭和63年10月11日から施行)

附 則 (平成6年条例第24号)

この条例は平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第23号)

この条例は平成18年4月1日から施行する。

札幌市衛生研究所条例施行規則

〔昭和 37 年 3 月 31 日〕
規則第 16 号

改正 昭和 46 年 7 月規則第 44 号 昭和 47 年 3 月規則第 17 号 昭和 48 年 3 月規則第 20 号
昭和 50 年 7 月規則第 42 号 昭和 52 年 3 月規則第 21 号 昭和 55 年 3 月規則第 10 号
昭和 55 年 12 月規則第 73 号 昭和 56 年 2 月規則第 3 号 昭和 56 年 9 月規則第 36 号
昭和 58 年 3 月規則第 14 号 昭和 59 年 3 月規則第 16 号 昭和 60 年 3 月規則第 5 号
昭和 61 年 5 月規則第 31 号 昭和 63 年 3 月規則第 17 号 昭和 63 年 6 月規則第 46 号
平成元年 8 月規則第 52 号 平成 4 年 3 月規則第 27 号 平成 6 年 3 月規則第 23 号
平成 6 年 3 月規則第 33 号 平成 8 年 3 月規則第 22 号 平成 12 年 3 月規則第 17 号
平成 13 年 3 月規則第 22 号 平成 18 年 3 月規則第 52 号 平成 20 年 3 月規則第 20 号
平成 25 年 3 月規則第 10 号 令和元年 6 月規則第 26 号 令和 2 年 3 月規則第 13 号
題名・・・改正（昭和 48 年 3 月規則第 20 号）

（目 的）

第 1 条 この規則は、札幌市衛生研究所条例（昭和 37 年条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用及び依頼の手続）

第 2 条 衛生研究所（以下「研究所」という。）の設備を使用し、又は保健衛生に関する試験、検査、調査若しくは研究（以下「試験等」という。）を依頼しようとする者は、次の各号に掲げる申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 研究所の設備の使用については、設備使用申込書（様式 1）
- (2) 試験等の依頼については、試験等申込書（様式 2）

（使用料及び手数料）

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による使用料及び手数料の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額の 8 割相当額とする。

（使用料等の納付時期）

第 4 条 前条の使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）は、次の各号の一に該当するときは、これを事後に納付させることができる。

- (1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出し難いとき。
- (2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

（減免の手続）

第 5 条 条例第 4 条第 3 項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書（様式 3）を市

長に提出しなければならない。

(成績書等の交付)

第6条 衛生研究所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。

2 成績書等の様式は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則（昭和33年規則第31号）の一部改正

[省略]

附 則（昭和46年規則第44号）～**附 則**（平成12年規則第17号）省略

附 則（平成13年規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第52号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第20号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和2年規則第13号）

1 この規則は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、別表の改正規定（「別表」を「別表（第3条関係）」に改める部分に限る。）及び同表備考2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、施行日以後に申込みを受けた業務に係る手数料について適用し、施行日前に申込みを受けた業務に係る手数料については、なお従前の例による。

様式 1

札幌市衛生研究所設備使用申込書		
(あて先)札幌市長		年 月 日
	住 所 職 業 氏 名	印
<p>札幌市衛生研究所を下記のとおり使用したいので、許可願います。</p>		
記		
1 設 備 名		
2 試 験 事 項		
3 使 用 期 間		

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式2

<p>試 験 等 申 込 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先)札幌市長</p>	
<p>住 所</p>	
<p>氏 名</p>	
<p>〔 法人にあつてはその 名称及び代表者氏名 〕</p>	
<p>下記の試験を依頼したいので、料金 円を添えて申し込みます。</p>	
<p>試 験 品 名</p>	
<p>試 験 目 的</p>	
<p>摘 要</p>	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3

<p>札幌市衛生研究所使用料(手数料)減免申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先)札幌市長</p>	
<p>住 所 氏 名</p>	
<p>下記の事由により、使用料(手数料)を減額(免除)願いたいので申請します。</p>	
<p>事 由</p>	
<p>減 免 事 項</p>	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

別表（第3条関係）

種		別	単 位	料 金	摘 要		
疫学試験検査	食品細菌検査	一般生菌数	1項目	3,500円			
		大腸菌群	1項目	3,500円			
		各種細菌検査	1項目	5,200円			
		レジオネラ菌検査	1項目	13,600円			
		血清型別検査	1項目	2,900円			
		抗生物質検査	1項目	16,600円	簡易検査及び分別推定検査		
		食中毒菌検査	1検体	36,000円			
		細菌遺伝子解析	1検体	16,100円			
	ウイルス検査	分離培養検査	組 織	1検体	15,600円		
		ウイルス遺伝子検出		1検体	16,200円		
ウイルス遺伝子解析			1検体	21,800円			
臨床	妊婦甲状腺機能検査		1検体	1,100円			
理化学試験検査	飲料水	化学検査	普通法	1検体	4,800円		
			精密法	1検体	78,300円		
		細菌検査		1検体	2,900円		
	ブール水	化学検査		1検体	4,000円		
		細菌検査		1検体	2,200円		
	浴場水	化学検査		1検体	2,400円		
		細菌検査		1検体	1,600円		
	水質検査	簡易物理検査		1項目	800円		
		化学検査	簡易なもの		1項目	2,400円	
			やや複雑なもの		1項目	4,700円	
			複雑なもの		1項目	7,300円	
			きわめて複雑なもの		1項目	27,300円	
			特殊なもの		1検体	43,600円	3項目まで。4項目からは1項目増すごとに7,200円を加算する。
		低沸点有機ハロゲン化合物		1検体	26,900円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに4,800円を加算する。	
	生物同定検査		1検体	1,600円			
	家庭用品	容器又は被包	簡易物理検査	1項目	1,600円		
		簡易なもの		1項目	2,100円		
やや複雑なもの			1項目	8,000円			
複雑なもの			1項目	12,700円			
きわめて複雑なもの			1項目	36,300円			

種 別		単 位	料 金	摘 要	
理 化 学 試 験 検 査	家 庭 用 品	トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン	1 検体	31,800 円	
		トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物	1 検体	40,600 円	
		有機錫化合物確認試験	1 項目	21,700 円	
	牛 乳	化 学 検 査	1 検体	7,800 円	アルコール定性試験を行う場合は 1,400 円を加算する。
		乳 製 品			
	無 脂 乳 固 形 分		1 項目	7,700 円	
		乳 脂 肪 分	1 項目	6,800 円	
	清涼飲料水	化 学 検 査	1 検体	45,800 円	
	器 具 及 び 容 器 包 装 検 査	フ ェ ノ ール	1 検体	1,300 円	
		缶 ・ ビ ン 圧 試 験	1 検体	1,300 円	
		蒸 発 残 留 物	1 項目	2,700 円	
		過マンガン酸カリウム消費量	1 項目	2,700 円	
		重 金 属 硫 化 物 試 験	1 項目	7,100 円	
		ジブチル錫化合物	1 項目	8,100 円	
		ホルムアルデヒド	1 項目	7,100 円	
		n-ヘキサン抽出物質定量試験	1 項目	8,100 円	
		金 属 定 量 試 験	1 項目	10,900 円	
		クレゾールリン酸エステル	1 項目	14,000 円	
		モノマー (揮発性物質)	1 項目	20,300 円	
		ビスフェノール A	1 項目	20,300 円	
フタル酸エステル		1 検体	24,400 円		
食 品 添 加 物	合 成 甘 味 料 定 量 試 験	1 項目	12,900 円		
	合 成 着 色 料 定 性 試 験	1 項目	8,100 円	1 色につき	
	天 然 着 色 料 定 性 試 験	1 項目	11,400 円	1 色につき	
	プロピレングリコール定量試験	1 項目	12,500 円		
	合 成 保 存 料 定 量 試 験	1 項目	9,700 円		
	発 色 剤 定 量 試 験	1 検体	8,100 円		
	発 酵 調 整 剤 定 量 試 験	1 検体	10,900 円		
	漂 白 剤 定 量 試 験	1 検体	8,100 円		
	臭素酸カリウム定量試験	1 項目	10,900 円		
	縮 合 リ ン 酸 定 量 試 験	1 項目	10,900 円		
	酸 化 防 止 剤 定 量 試 験	1 項目	10,900 円		
防カビ剤定量試験	1 項目	11,800 円			
生 あ ん	シアン定量試験	1 項目	11,000 円		

		種 別	単 位	料 金	摘 要	
理 化 学 試 験 検 査	即席めん	酸 価	1 項目	6,600 円		
		過酸化価	1 項目	6,600 円		
	糖 試 験	全糖簡易定量試験	1 項目	1,500 円		
		糖類分別定量試験	1 項目	13,000 円		
	添加物規格試験		1 検体	22,700 円	金属定量試験のあるものは除く。	
	異物試験	浮上法又は沈降法	1 検体	10,900 円		
		直接検鏡	1 検体	3,300 円		
	栄 養 分 析	水 分	1 項目	3,200 円		
		灰 分	1 項目	8,100 円		
		粗 た ん 白	1 項目	8,100 円		
		粗 脂 肪	1 項目	8,100 円		
		粗 繊 維	1 項目	8,100 円		
		で ん 粉	1 項目	9,000 円		
		ビ タ ミ ン B 1	1 項目	13,500 円		
		ビ タ ミ ン B 2	1 項目	13,500 円		
		ビ タ ミ ン C	1 項目	13,500 円		
		ビ タ ミ ン A	1 項目	20,800 円		
		ビ タ ミ ン E	1 検体	24,500 円	2 項目まで。3 項目からは 1 項目増すごとに 12,000 円を加算する。	
	そ の 他	水素イオン濃度測定試験		1 検体	1,600 円	
		濁 度		1 項目	1,700 円	
		蛍光染料簡易定性試験		1 検体	3,300 円	
		カルボニール価		1 項目	6,700 円	
		チオバルビツール酸価		1 項目	6,700 円	
		水分活性試験		1 項目	6,800 円	
		陰イオン界面活性剤定量試験		1 項目	8,100 円	
		揮発性塩基窒素定量試験		1 項目	8,100 円	
		K 値		1 項目	9,800 円	
		アルコール定量試験		1 項目	10,900 円	
		金 属 定 量 試 験		1 項目	13,000 円	
		不揮発性腐敗アミン定量試験		1 項目	16,400 円	
		合成抗菌剤定量試験		1 項目	24,400 円	
		残留塩素定量試験		1 項目	24,400 円	
有機水銀定量試験		1 項目	24,400 円			
一酸化炭素定量試験		1 項目	24,400 円			
放射能核種検査		1 検体	17,200 円	ガンマー線各種定量試験に限る。		

種 別		単 位	料 金	摘 要		
農 薬 試 験	残留農薬 定量試験	多成分	1 検体	31,900 円	3 項目まで。4 項目からは 1 項目増すごとに 9,800 円を加算する。	
		単成分	1 項目	24,600 円		
		一斉分析	1 検体	85,000 円		
	P C B 定量試験	食品	1 検体	64,900 円		
		包装紙	1 検体	24,600 円		
公 害 試 験 検 査	簡易物理検査		1 項目	800 円		
	一般化学 定量試験	簡易なもの	1 項目	2,400 円		
		やや複雑なもの	1 項目	4,700 円		
		複雑なもの	1 項目	7,300 円		
	金属定量試験		1 項目	7,300 円		
	有機水銀定量試験		1 項目	23,100 円		
	有機リン定量試験		1 検体	23,200 円	3 項目まで。4 項目からは 1 項目増すごとに 4,100 円を加算する。	
	低沸点有機化合物定量試験		1 検体	26,900 円	4 項目まで。5 項目からは 1 項目増すごとに 4,900 円を加算する。	
	生物化学的酸素要求量測定試験		1 項目	8,300 円		
	水 質 汚 濁 検 査	細菌検査	菌 数	1 項目	3,300 円	
			最 確 数	1 項目	5,300 円	
			M F C 法	1 項目	3,800 円	
	有害化学物質 定量試験	農 薬 類	1 検体	43,600 円	3 項目まで。4 項目からは 1 項目増すごとに 7,300 円を加算する。	
		その他のもの	1 項目	40,500 円		
	土 壌 ・ 底 質 試 験	簡易なもの		1 項目	4,500 円	
		やや複雑なもの		1 項目	8,300 円	
		複雑なもの		1 項目	9,600 円	
		特殊なもの		1 項目	20,500 円	
		有害化学物質 定量試験	農 薬 類	1 項目	46,100 円	3 項目まで。4 項目からは 1 項目増すごとに 7,300 円を加算する。
	その他のもの		1 項目	44,600 円		
	大 気 汚 染 検 査	降下ばいじん 測定試験	不溶解性成分	1 検体	11,200 円	
			溶解性成分	1 検体	20,500 円	
		硫黄酸化物定量試験		1 検体	5,800 円	
		簡易物理検査		1 項目	1,800 円	
		一般化学定量試験	簡易なもの	1 項目	3,200 円	
複雑なもの			1 項目	7,200 円		
浮遊粉じん検査		濃度測定	一般ろ紙法	1 項目	3,800 円	
			特殊ろ紙法	1 項目	9,300 円	

種 別		単 位	料 金	摘 要		
公害試験検査	浮遊粉じん試験	金属定量試験	1項目	11,200円		
		特殊成分	簡易なもの	1項目	7,900円	
			複雑なもの	1項目	28,000円	
		微小粒子状物質	有機成分分析	1検体	20,000円	
			無機元素成分分析	1検体	40,000円	
			炭素成分分析	1検体	20,000円	
	ガス状成分	簡易なもの	1項目	7,900円		
		複雑なもの	1項目	18,400円		
	重油中硫黄分測定		1検体	5,800円		
	悪臭分析	アンモニア定量試験	発生源測定	1項目	18,400円	
			環境測定	1項目	23,600円	
		特殊悪臭ガス定量試験	発生源測定	1検体	30,700円	
			環境測定	1検体	31,700円	
		臭気指数測定試験	発生源測定	1項目	42,000円	
			環境測定	1項目	50,000円	
	金属定量試験（雨・雪）		1項目	8,500円		
アスベスト定量試験		1項目	15,300円			
低沸点有機ハロゲン化合物定量試験	発生源測定	1検体	30,800円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに7,000円を加算する。		
	環境測定	1検体	32,800円	4項目まで。5項目からは1項目増すごとに7,000円を加算する。		
その他	設備等使用料		1回	実費相当額		
	自動記録計用液調製手数料	等価液	1標準物質	6,200円		
	証明手数料（再発行）	一般	1件	300円		

備考

- 1 保健対策上特に必要があるときは、この表の料金によらないことができる。
- 2 この表に記載していない使用料等（健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法に定めのあるものを除く。）は、他の類似する種目に対応する使用料等に準じて徴収する。